

# 中小企業の軽減税率延長と雇用促進税制の創設

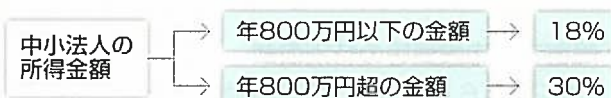


厳しい経済環境や雇用情勢に対応するため、中小法人等の軽減税率(18%)の延長及び雇用促進税制や環境関連投資促進税制の創設など、さまざまな改正がなされています。

## (1) 中小法人等の法人税の軽減税率の延長

中小法人の所得金額のうち年800万円以下の部分に適用される軽減税率が、従来どおり18%のまま延長されました。

適用 …… 平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。



## (2) 雇用促進税制の創設

青色申告書を提出する事業者が、従業員を増やした場合、その増加人数に応じて法人税などが減税される制度が創設されました(所得税についても同様)。

### 〔減税を受けるには?〕

- 以下の要件を満たす必要があります。
- ・ 当期及び前期に離職者がいないこと
  - ・ 事業年度中に従業員(雇用保険一般被保険者)が前事業年度末に比べて10%以上かつ2人以上(中小企業者等の場合)増加したこと など

### 〔減税額は?〕

公共職業安定所に「雇用促進計画」を提出し、雇用が確認されれば、増やした従業員(雇用保険一般被保険者)1人当たり20万円(中小企業者等の場合、法人税額の20%が限度)が法人税額から控除できます。

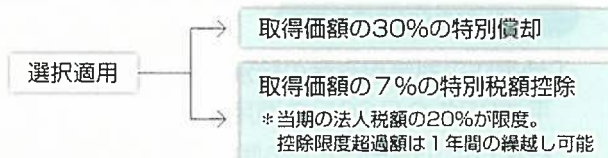
適用 …… 平成23年4月1日から同26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

## (3) 環境関連投資促進税制の新設

青色申告書を提出する事業者が、平成23年6月30日から同26年3月31日までの間

に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、取得等をした日から1年以内に事業用として使った場合、下図のとおり、中小企業者等については特別償却又は特別税額控除ができます。

### ● 中小企業者等の場合



\* 中小企業者等以外は「取得価額の30%の特別償却」のみ。

## (4) 法人税の中間申告制度の改正

次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととなりました。

- イ. 「前事業年度の確定法人税額 × 6/12」の金額が10万円以下である場合又はその金額がない場合
- ロ. 仮決算による中間申告書に記載すべき法人税額が「前事業年度の確定法人税額 × 6/12」を超える場合

\* 前事業年度が12カ月に満たない場合は「前事業年度の確定法人税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6」

適用 …… 平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



## (5) 租税特別措置について

### 延長されたもの

- ① 試験研究を行った場合の特別税額控除の特例  
内容は限度額の上乗せ分も含め従来そのまま延長されました。平成24年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます(所得税についても延長)。
- ② 中小企業等基盤強化税制  
内容は従来そのまま延長されました(所得税についても延長)。
  - 1) 事業基盤強化設備等の取得  
平成24年3月31日までに取得し事業用に使用した資産に適用されます。
  - 2) 中小企業者等の教育訓練費に係る特別税額控除制度  
平成24年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。
- ③ 医療用機器等の特別償却制度  
償却割合の引下げ等の見直しが行われ、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました(所得税についても延長)。
- ④ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度  
割増償却率を28%(耐用年数が35年以上であるものについては40%)とした上、平成25年3月31日まで延長されました(所得税についても延長)。
- ⑤ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例  
買換資産の適用範囲等の見直しが行われ、その適用期限が平成26年3月31日まで延長されました(所得税についても平成26年12月31日(旧17号については平成23年12月31日適用期限)まで延長)。

### 廃止されたもの

- ① 地震防災対策用資産の特別償却  
平成23年6月30日の適用期限をもって廃止されました(所得税についても廃止)。
- ② 障害者対応設備等の特別償却  
平成23年6月30日の適用期限をもって廃止されました(所得税についても廃止)。

## 個人所得関係

# 寄附金に対する控除の拡充と 申告手続きの簡素化

改正の  
ポイント

公益活動の支援と納税者の利便性などを図るため、NPO法人等への寄附に税額控除制度の導入などが行われましたが、扶養控除等の見直しは行われていません。なお、子ども手当は9月まで延長されています。

### (1) 上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率の延長

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)の適用期限が平成25年12月31日まで延長されました。なお、20%の本則税率になるのは、

平成26年1月からです。

#### ● 上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率

～平成25年12月31日 | 平成26年1月1日～

10%  
(所得税7%、住民税3%)

20%  
(所得税15%、住民税5%)

※ 配当の軽減の対象とならない大口株主の保有割合は100分の3以上に引き下げられました。

## (2) 認定NPO法人等への寄附に税額控除制度

個人が、各年において支出した認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)及び公益社団法人等(一定の要件を満たすものに限る)に対する寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)について、その寄附金の額が2,000円を超える場合、以下の金額をその年分の所得税額から控除する制度が導入されました(所得控除との選択適用)。

寄附金額-2,000円 ×40% → 所得税額控除額  
\*所得金額の25%が限度

適用 …… 平成23年分以後の所得税から適用されます。

## (3) 年金所得者の申告手続きの簡素化

イ. 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告書の提出が不要になりました。

適用 …… 平成23年分以後の所得税から適用されます。

ロ. 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除が加えられました。

適用 …… 平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等から適用されます。



## (4) 還付申告書の提出期間(その年の翌年2月16日から3月15日まで)の見直し

申告義務のある者の還付申告書は、その年の翌年1月1日(従前:翌年2月16日)から提出できます。

適用 …… 平成23年分以後の所得税から適用されます。

## (5) 租税特別措置について

### 延長されたもの

#### ① 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の見直し

バリアフリー改修工事の税額控除額の上限額(従前20万円)を平成23年分は20万円、同24年分は15万円に引き下げられた上、その適用期限が延長され、**同24年12月31日までに居住した場合に適用されることになりました。**

#### ② 電子申告に対する所得税額の特別控除

個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の税額控除額(限度額)が引き下げられた上、適用期限が**平成24年まで延長**されました。

	税額控除額
平成22年分(従前)	5,000円
平成23年分	4,000円
平成24年分	3,000円

## 子ども手当は 平成23年9月まで引き続き支給

子ども手当は、平成23年9月まで、従来と同様月額13,000円が引き続き支給されます。

- 対象となる子ども: 0歳~中学校卒業まで
- 支給額: 子ども1人につき月額13,000円
- 支給月: 平成23年6月(平成23年2月分~5月分)  
平成23年10月(平成23年6月分~9月分)

\* 詳細は、お住まいの市町村に問い合わせ下さい。

# 消費税の免税事業者の要件見直し



消費税の課税の適正化を図るため免税事業者の要件と仕入税額控除の「95%ルール」の見直しは行われましたが、相続税の控除縮小や税率区分の見直しなどは行われていません。

## (1)住宅取得等資金贈与の非課税対象拡大

直系尊属（父母・祖父母など）から住宅取得等資金を贈与された場合に贈与税が非課税となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築（住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに行われるものに限る）に先行してその敷地用の土地等を取得するための資金が追加されました。

適用 …… 平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税から適用されます。

## (2)消費税の免税事業者の要件を見直し

消費税の免税事業者の要件について、次の見直しが行われました。

イ. 現行制度における事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度が適用されません。

- 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
- 法人のその事業年度の前事業年度（7カ月以下のものを除く）開始の日から6カ月間の期間
- 法人のその事業年度の前事業年度が7カ月以下の場合で、その事業年度の前々事業年度の開始の日から6カ月間の期間

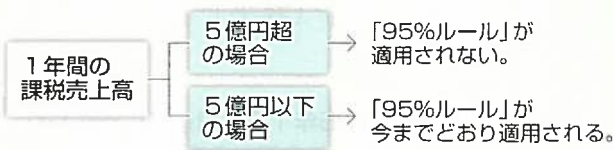
ロ. イの適用に当たっては、事業者は、イの課税売上高に代えて支払明細書（所得税法で規定）に記載すべき支払給与等の額を用いることができます。

適用 …… 前記の「その年」又は「その事業年度」が平成25年1月1日以後に開始するものから適用されます。

## (3)仕入税額控除の「95%ルール」の見直し

消費税の課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度（いわゆる「95%ルール」）について、課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用されることになりました。

適用 …… 平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。



## (4)不動産譲渡の契約書の印紙税率の特例延長

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の軽減税率の特例が、平成25年3月31日までの間に作成されるものまで適用されます。

### ●改正後の消費税免税点制度(例)



## 東日本大震災の被災者等に対する税制上の主な特例

(平成23年4月27日成立)

### 企業関係

#### (1) 震災損失の繰戻しによる法人税の還付

次の事業年度等において、震災によってたな卸資産等に損失を被ったことで欠損金が生じた場合は、2年前まで遡って法人税の還付を受けることができます（一定の限度あり）。

- ・平成23年3月11日から同24年3月10日までの間に終了する事業年度
- ・平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間

#### (2) 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において、たな卸資産等に震災による損失金額がある場合、仮決算の中間申告により、法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額が限度）の還付を利子・配当等の源泉所得税額で受けることができます。

### 個人所得関係

#### (1) 被災した事業用資産の損失の特例

たな卸資産や事業用資産等が震災で被災した個人事業者には、次の措置が講じられます。

- ① 損失額を、平成23年分ではなく同22年分（昨年分）の必要経費とすることができます。
- ② 青色申告者の場合、平成22年分の必要経費としたことで、純損失になってしまった場合には、同21年分に遡って、所得税の還付を受けることができます。
- ③ 控除しきれない損失の繰越期間が5年とされます。

#### (2) 雑損控除又は災害減免法の特例

震災被災者に対して、雑損控除又は災害減免法について、平成22年分の所得から適用することができます。なお雑損控除を選択した場合で、損失額が1年で控除しきれない場合の繰越控除期間が5年に延長されます。

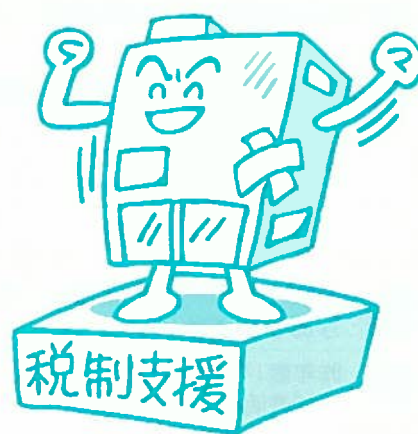
\*すでに確定申告をすませている場合、「平成22年分所得税の更正の請求」が必要です。

#### (3) 寄附金の特例

個人が、平成23年3月11日から同25年12月31日までの間に支出した震災関連寄附金について、以下の措置が講じられます。

- ① 震災関連寄附金に対する寄附金控除の控除対象限度額は、総所得金額等の80%とする。
- ② 共同募金会連合会等に支出した震災関連寄附金について、その寄附金額が2,000円超の場合、所得控除との選択により、その超える額の40%（所得税額の25%が限度）がその年分の所得税額から控除できる。

\*「震災関連寄附金」とは、国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいいます。



● **未成立**の主な事項(平成23年6月30日現在)

**企業関係**

- 法人税率の引下げ ..... (30%→25.5%)
- 中小企業者等の軽減税率の引下げ ..... (18%→15%)
- 減価償却資産の定率法の償却率の引下げ ..... (定額法の償却率(1/耐用年数)の250%→200%)
- 青色欠損金の繰越期間の延長 ..... (7年→9年) など

**個人所得関係**

- 給与等の収入金額が1,500万円超の場合の給与所得控除額は245万円が上限
- 役員給与等に係る給与所得控除の見直し
- 給与所得者の特定支出控除の範囲見直し
- 勤続5年以下の役員等の退職金の課税方法の見直し
- 成年扶養控除の対象を限定 など

**相続贈与・消費税・その他**

- 相続税の課税ベース及び税率区分の見直し
- 贈与税の税率の見直し
- 環境税(地球温暖化対策税制)の課税強化
- 更正の請求期間の延長(1年→5年)
- 税務調査を文書で事前通知 など

平成22年度税制改正に伴う実務上の注意点

**特別措置を受けるには法人税申告書に「適用額明細書」を付けなければなりません**

今回成立した税制改正では、様々な租税特別措置の見直し・延長などがなされていますが、法人税に関する特別措置のうち一部のものについては、「適用額明細書」を法人税の申告書に添付しないと適用が受けられず法人税額が増えることとなりますので、注意してください。

**Q** 対象となる特別措置にはどのようなものがありますか？

**A** 昨年度(平成22年度)の税制改正で成立した租特透明化法では、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させるものとしており、例えば今回延長された「中小法人の軽減税率(18%)」(中小企業者等の法人税率の特例)なども該当します。

\*対象となる特別措置は法令で具体的に指定されています。主な事項としては以下のようになります。

- 試験研究費の増加等に係る特別控除
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除
- 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別控除
- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 など

**Q** 提出しなければならないのはどういった法人ですか？

**A** 法人税申告書を提出する法人で、上記の法人税関係特別措置の適用を受けようとする法人です。



**Q** 提出しないとどうなりますか？

**A** 適用額明細書を付けなかったり、虚偽記載したものを添付した場合、法人税関係特別措置が受けられず法人税額が増えることとなります。

**Q** 実施はいつからですか？

**A** 平成23年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の申告から適用額明細書を付ける必要があります。すでにスタートしています。適用額明細書は、法人税額にかかわってきますので、今回の税制改正も含めて最新の税制改正情報を確認し、法人税の申告の際にはモレやミスのないようにしましょう。